

# 白老町は5月19日以降、国の「特別定額給付金」の申請書類を各世帯主宛てに郵送しています

## 1 給付要件

- ・給付対象者：4月27日時点において白老町の住民基本台帳に記録されている方
- ・受給権者：給付金を請求できる方は、その方の属する世帯の世帯主
- ・給付額：世帯構成員1人につき10万円

## 2 申請方法

- ・感染拡大防止の観点から、「郵送申請」および「オンライン申請」となります。
- ・「郵送申請」に必要な書類は、5月19日(火)以降、各世帯主宛てに郵送しています。届いていない場合は、お手数ですが至急役場まで連絡してください。
- ・「オンライン申請」には、マイナンバーカード、インターネット環境などが必要です。

## 3 申請期限

- ・8月24日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

## 4 給付金の振り込み

- ・申請からおおむね5日から10日前後を予定

問い合わせ先：新型コロナウイルス対策室（総務課内） ☎82-8783

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

既に支給対象者には案内通知を送っていますが、申請は必要ありませんので注意してください。（希望しない場合などのみ申出書の提出が必要です）支給対象者が公務員の場合は申請が必要です。不明な点がありましたら下記まで連絡してください。

支給対象者	対象児童	支給額	支給時期	支給方法
令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付 <sup>*1</sup> ）を受給している方	令和2年4月分の児童手当の対象となる児童 <sup>*2</sup>	対象児童 1人につき 1万円	6月8日(月)の児童手当支給と合わせて支給予定	児童手当を受給している口座に振り込み

※1 令和2年4月分の特例給付の受給者（所得制限限度額以上であり、児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）は支給対象者になりません。

※2 令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象となります。

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021